

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 子育て総務課

許認可等の内容		栃木市地域子育て支援センターの団体利用の許可
根拠法令等及び条項		栃木市地域子育て支援センター条例第5条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市地域子育て支援センター条例第5条及び第6条
	参考事項	栃木市地域子育て支援センター条例施行規則
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市地域子育て支援センター条例抜粋 (利用の許可)</p> <p>第5条 前条第2項の規定により団体がセンターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>(許可の制限)</p> <p>第6条 市長は、センターを利用しようとする団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 子育て支援業務又は児童の健全な育成に支障を来すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、センターの管理上支障を来すおそれがあるとき。</p>	